

ニュースレター 第30号 令和2年5月 日本FH協議会

このニュースレターは、日本FH協議会会員の方にできるだけ早急にお知らせしなければならない情報や知っておいてもらいたい1つないし2つの情報を送ります。必要ならプリントしてあるいは保存しておいてください。

●定時総会用の資料に掲載してありますが、改めて役員選出について解説します。

各ブロックから「ブロック理事」と「本部理事」の推薦を

昨年度から検討していましたが「役員選出規定」についての**中間報告**です。

本来、令和2年度の総会で提案する内容ですが、コロナウィルスの関係で総会を書面で行わざるをえなくなったため、定款の変更などは書面ではしないほうがよいと判断し、これまでの方法を少々変更する方向で検討しましたので、報告いたします。

令和4年の運営会議から各ブロックに推薦、自薦のお願いをします。

- ① 今まで同様ブロック理事は各ブロック2名ずつ。
- ② 本部理事（役員会を構成）は各ブロック1名ですが、関東・近畿地方のFHが多く、この2ブロックは2名。また沖縄は九州と合同して1～2名。

各ブロックでは、ブロック理事2名と、本部理事1名、計3名

関東甲信越・近畿ブロックは 本部理事2名、計4名

の推薦をお願いします。

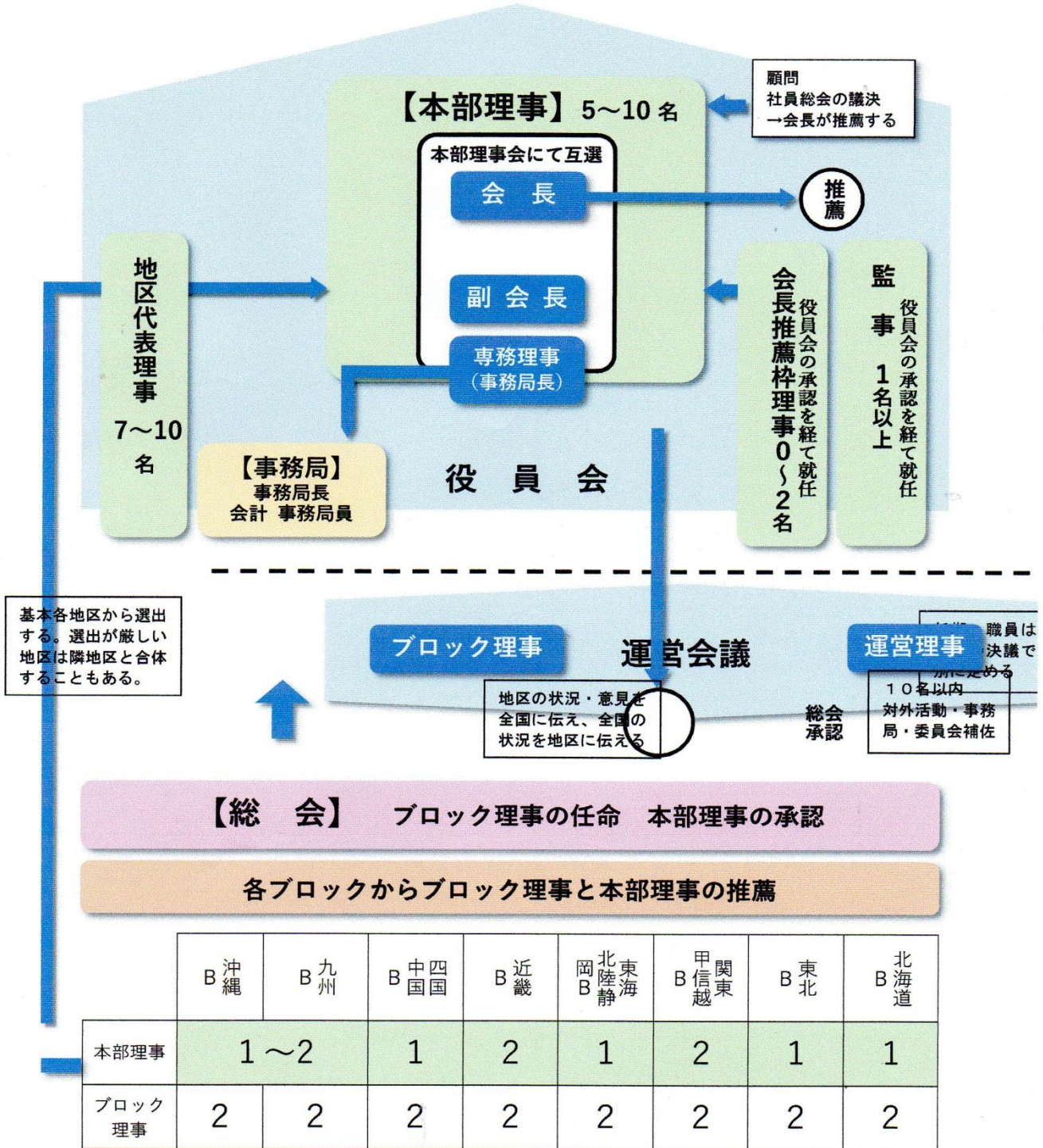
各ブロックから理事を選出することを基本にしていますが、地区の状況によっては2地区の兼務、2名の地区は2名以下ということもあります（1名でも）。

- ③ 開かれた理事会とするため、本部理事が定員10名に満たない場合、外部から学識経験者や社会的養護関係者、弁護士など子どもの権利を守るにふさわしい人を会長推薦で選ぶことができる。

とし、2020年度（令和2年度）中に役員選出規定を改正し、2021年度（令和3年度）の総会で提案できるようにいたします。

図示は次ページ

日本ファミリーホーム協議会役員選出方法（案） （定款変更なし）



ご検討ください。なお不明な個所やご質問は事務局まで